特定ガス消費機器の保安に関する法令	［略］	二・五時間
特定工事の欠陥に係る事故例	［略］	［略］

一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。

二　［略］

三～十一　［略］

2～5　［略］

（認定講習実施の義務）

第八条の四　指定認定講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により認定講習を行わなければならない。

一　［略］

二　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	範囲	講師	時間
ガス消費機器に係る給排気に関する基礎知識	［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	［略］

特定ガス消費機器の保安に関する法令	［略］	［略］
特定工事の欠陥に係る事故例	［略］	［略］

一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校を卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。

二　［略］

三～十一　［略］

2～5　［略］

（認定講習実施の義務）

第八条の四　指定認定講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により認定講習を行わなければならない。

一　［略］

二　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	範囲	講師	時間
ガス消費機器に係る給排気に関する基礎知識	［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	［略］